

第一九回

参第三号

盲学校、ろう学校及び養護学校の生徒、児童等に対する修学の奨励に関する法律
(案)

(目的)

第一条 この法律は、盲学校、ろう学校及び養護学校における教育の特殊性にかんがみ、これらの学校の生徒、児童又は幼児に対し、その修学に要する費用につき扶助を行うこととし、もつてこれらの者の修学を奨励することを目的とする。

(扶助金の給与)

第二条 都道府県は、国立、公立又は私立の盲学校、ろう学校又は養護学校の生徒、児童又は幼児で当該都道府県の区域内に住所を有するものに対し、政令で定める基準により、左に掲げる費用につき扶助金を給しなければならない。

- 一 教科用図書その他の学用品及び実習材料の購入に要する費用
- 二 学校の教育課程として行われる実施見学に要する費用
- 三 学校給食費
- 四 通学用品の購入に要する費用
- 五 寄宿舎に寄宿するために要する費用
- 六 通学に要する交通費又は帰省及び帰校に要する旅費(通学又は帰省及び帰校に際し本人につき添う介護者の交通費又は旅費を含む。)

2 前項の基準には、学校及び部の種類別学年別に、且つ、生徒、児童又は幼児の経済的事情に応じ、扶助金を給すべき費用の範囲及び算定方法その他必要な事項を定めなければならない。

(扶助金の交付)

第三条 前条の規定による扶助金の給与は、扶助を受けた生徒、児童又は幼児の在学する学校の長に対して当該扶助金を交付することによつて行わなければならない。

(国の負担)

第四条 国は、都道府県が第二条の規定により行う扶助金の給与に要する経費の二分の一を負担する。

(報告の徴収)

第五条 文部大臣は都道府県の教育委員会に対し、都道府県の教育委員会は第三条の規定により扶助金を交付する学校の長に対し、扶助金の給与又は使用その他の事項に関し必要な報告を求めることができる。

(命令への委任)

第六条 この法律に定めるものの外、この法律の施行に関し必要な事項は、命令で定める。

附 則

1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

- 2 教育委員会法（昭和二十三年法律第百七十号）の一部を次のように改正する。
第五十条第五号の次に次の一号を加える。
五の二 盲学校、ろう学校及び養護学校の生徒、児童等に対する修学の奨励に関する
法律（昭和二十九年法律第 号）に規定する扶助金の給与に関すること。
- 3 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。
第十条に次の一号を加える。
二十六 盲学校、ろう学校及び養護学校の生徒、児童又は幼児の修学の奨励のために
行う扶助金の給与に要する経費

理 由

盲学校、ろう学校及び養護学校における教育の特殊性にかんがみ、これらの学校の生徒、児童等に対し、その修学に要する費用につき扶助を行うこととし、もつてこれらの者の修学を奨励する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。